

第4章 計画の推進

1 多様な主体の参画と協働によるまちづくり

まちづくりにあたっては、多様化する住民ニーズや生活スタイルの変化、また、将来的に見込まれる人口減少や少子高齢化に伴う社会環境の変化などに、適切に対応していくため、まちづくりの担い手がイメージを共有し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚していくとともに、お互いに協力して各種取り組みを進めることが重要です。

まちづくりの担い手となる地域社会の構成員は、住民・事業者・行政と多岐にわたります。ここでは、主だった主体として「住民」、「事業者」、「行政」に区分し、それぞれに求められるまちづくりの役割を示します。

① 「住民」の役割

「住民」とは、住民個人、町内各種団体、町内で企業活動を行う事業所を指します。「住民」は、地域のコミュニティの一員として、まちづくりへの理解を深め、地域課題を解決し、まちの魅力や活力を維持・向上するよう、主体的にまちづくりへ参画することが必要です。

住民個人は、地域課題の解決や地域の価値の維持・向上に向けて、まちづくり活動団体を組織するなど、自発的・主体的にまちづくりへ参画することが期待されます。

各種団体は、地域課題の特性に応じて、相互に連携・協力し、地域協働へ展開することが期待されます。

事業所は、地域社会の構成員としての自覚を持ち、企業活動を通して、活力ある魅力的なまちづくりに貢献することが期待されます。

② 「事業者」の役割

「事業者」とは、町内において開発事業や建築行為などの事業を行う個人、法人を指します。「事業者」は、自らが行う事業が地域社会に大きな影響を与えているという自覚と責任を持ち、地域のコミュニティを尊重し、より質の高いまちづくりに積極的に取り組むことが必要です。

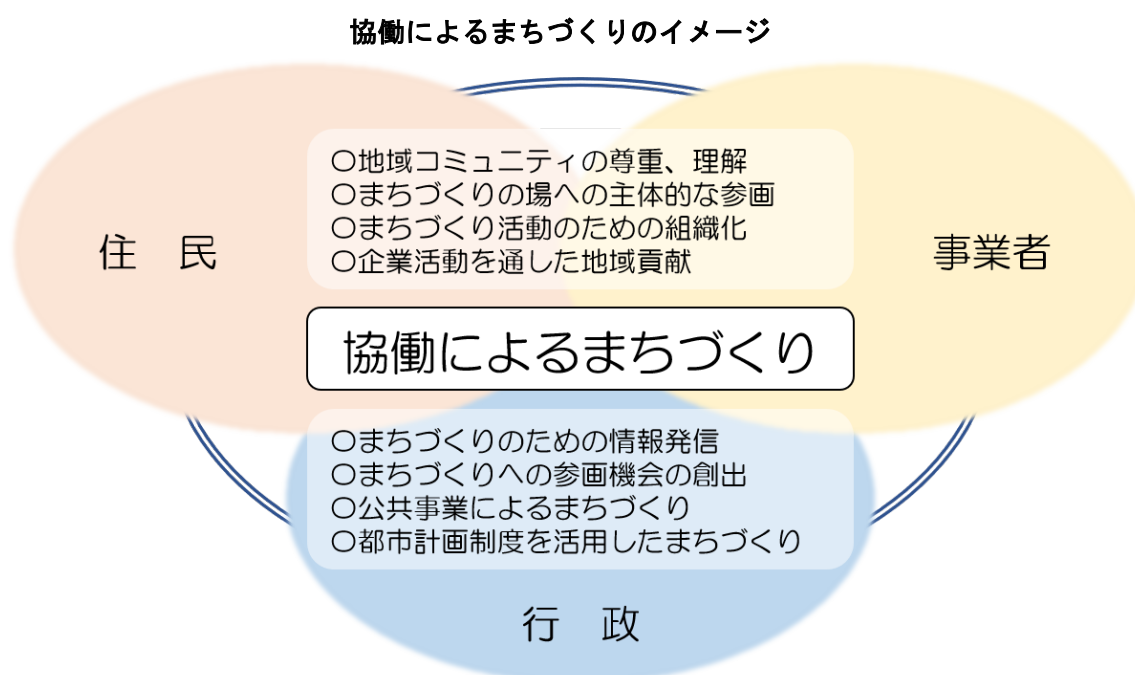
また、住民と同様にまちづくりへの理解を深め、事業を通して魅力的なまちづくりに貢献するとともに、住民や行政との信頼に基づいた協力関係を築くことが期待されます。

③ 「行政」の役割

「行政」は、住民や事業者が主体的にまちづくりに取り組む意識を醸成しつつ、それぞれが積極的にまちづくりに参画できるよう、必要な情報の共有化、まちづくりへの参画機会の創出などに取り組むことが必要です。

また、関連する部局が相互に調整・連携してまちづくり施策を効果的に連動させ、各種施策を推進することが必要です。

さらに、住民や事業者などの多様な主体のまちづくりを総合的に調整するとともに、「行政」自らまちづくり施策を推進することが必要です。



2 効果的かつ効率的なまちづくりの推進

忠岡町都市計画マスタープランは、まちづくりの基本理念や目標、方針を示すものであり、今後は本計画に基づいて、分野別計画の立案や事業実施、都市計画の決定や変更を行うこととなります。そこで、以下の取組により、効果的かつ効率的にまちづくりを進めるものとします。

(1) 持続可能な都市の実現

人口減少や少子高齢化、都市基盤の老朽化、自然環境の変化など、今日における都市の課題に対応し、持続可能な都市を実現するためには、将来の人口規模や災害想定などを見据えて都市構造を構築することが必要です。

そこで、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」に基づく「立地適正化計画」との密な整合を図り、適正な居住誘導、都市機能の集約化と維持・強化、都市機能へのアクセス性を高める交通環境の検討など、コンパクト・プラス・ネットワークの構築を目指します。

(2) エリアマネジメントの推進と民間活力の活用

現在、地域における良好な環境や地域の価値の維持・向上等を目的に、まちづくり会社や NPO 等の民間組織が公共空間の維持・管理・活用に積極的に取り組む事例が増加しています。

本計画の推進にあたってはこれらの活動の展開を期待し、民間が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行うエリアマネジメントの取組を推進します。

また、地区の課題や特性に合わせて、都市計画法に規定されている都市計画提案制度や、「忠岡町地区計画等の案の作成手続きに関する条例」の積極的かつ柔軟な活用により、民間の力を最大限に引き出すための措置を適切に講じ、地元地権者や民間事業者等によるまちづくりへの積極的な提案と参画を進めます。

(3) 情報社会に適応したまちづくりの推進

近年の ICT や IoT 技術の目覚ましい進歩と、今後の更なる技術革新を見据えて、これらの新技術を活用したまちづくりの仕組みづくりを検討します。

本計画に基づく、分野別計画の立案や事業実施、都市計画の決定や変更に際しては、これら新技術の活用可能性についての検討に努めます。

(4) 広域的連携によるまちづくりの推進

道路・交通ネットワークの形成など、国、府及び隣接市を含めた広域的な検討が必要な場合には、関連する主体との連携・協力のもとに、まちづくりを推進できる体制の構築に努めます。

3 本計画の検証と見直し

本計画は、都市計画の総合的な指針として、概ね 20 年後を見据えて都市づくりの目標とその実現に向けた都市づくりの方針を示すものです。都市づくりの目標を実現するためには、長期の期間を要することから、長期的な視点での都市づくりが求められる一方で、今後の社会環境の大きな変化などにも柔軟に対応していく必要があります。

このため、総合計画の策定や住民意識調査などの機会を適切にとらえ、本計画の達成状況等について庁内の連携・調整のもと評価と検証を行うとともに、上位計画の改定や社会情勢、住民意向の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

